



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2018年第3号

今回のテーマ：発票の繰り延べ発行にご注意

背景

税務局は、増値税納税申告比較照合管理(以下「申告比較」と省略)の強化・規範化、申告質の向上、納税サービスの最適化のため、「増値税納税比較照合管理操作規定(試行)」を發布した。

主な内容として、増値税納税申告比較照合の内容、比較照合の範囲、比較照合の規則、比較照合結果に関する処理方法等を規定した。

当該規定は2018年5月1日から施行する。

税法の規定に基づいた適切な発票の発行・取得を要求する規定であり、会社の税務担当者のレベルアップが要求される。

会社への影響

●2018年5月1日前の申告

*1月売上高100。発票発行情報：発票発行済80、未発行(翌月発行見込み)20。

*2月売上高80。発票発行情報：当月売上発票発行80、先月売上発票発行20。

増値税納税申告表附列資料(一)
(本納税額を記載)

納税人名称(任意)		重要単位(任意単位)												
税額控除	税額控除の適用	前年度前年度		前年度前年度		前年度前年度		前年度前年度		合計		前年度前年度 申告済納税額 控除額	前年度前年度 未申告納税額 控除額	
		納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9=1+3+5+7	10=2+4+6+8			
一、 二、 三、 四、 五、	17年課税所得に付した増値税控除額	1	90.88	13.60			104.48	3.48			108.00	17.88		
	17年課税所得前、不動産取得税控除額	2												
	17年課税	3												
	17年課税	4												
	17年課税	5												
計	17年課税所得に付した増値税控除額	6												

増値税納税申告表附列資料(一)
(本納税額を記載)

納税人名称(任意)		重要単位(任意単位)												
税額控除	税額控除の適用	前年度前年度		前年度前年度		前年度前年度		前年度前年度		合計		前年度前年度 申告済納税額 控除額	前年度前年度 未申告納税額 控除額	
		納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額	納税額	納税(応納)税額			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9=1+3+5+7	10=2+4+6+8			
一、 二、 三、 四、 五、	17年課税所得に付した増値税控除額	1	108.80	17.88			126.68	3.48			130.80	21.88		
	17年課税所得前、不動産取得税控除額	2												
	17年課税	3												
	17年課税	4												
	17年課税	5												
計	17年課税所得に付した増値税控除額	6												

未発行発票のマイナス記入により、過大納付の心配はない。

